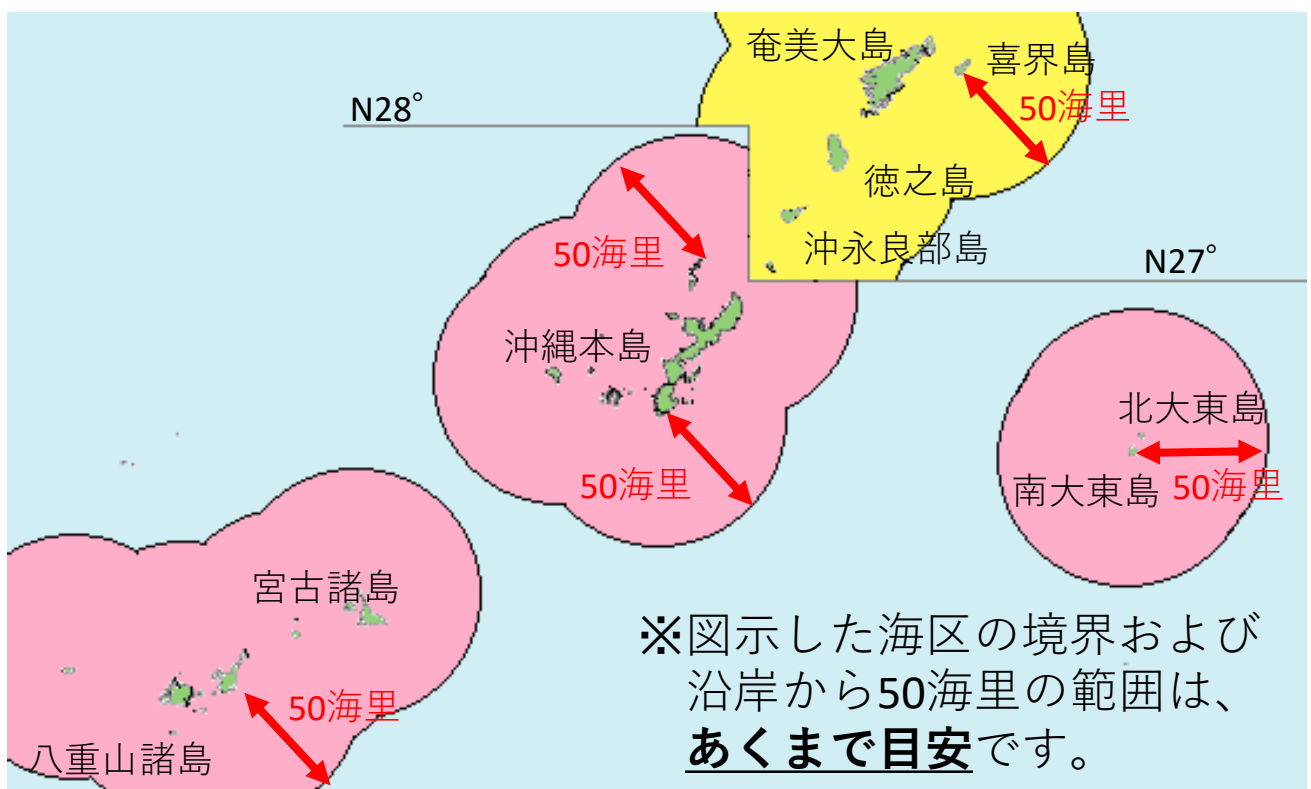


奄美大島海区でソテイカ漁 の操業をされる皆様へ

奄美大島海区は、沖縄海区と隣接し、ソテイカ資源を共有して利用していることから、双方の操業円滑化を図るため、委員会間での意見交換などが続けられております。

このたび、奄美大島海区で沖縄の漁船が操業する際に、地元の漁業者と漁具投入位置などで、相互にコミュニケーションが図れるよう、1W無線の共通のチャンネルを設定することとなりました。

- 奄美大島海区で操業する際は、1W無線機を活用し、**574ch (27724 kHz)**を開け、奄美大島海区の漁船と交信できるようにしてください。
- 1W無線機をお持ちでない方は、1W無線搭載船と一緒に操業するなど、連絡体制を確保されるようご協力をお願いします。
- 奄美大島海区漁業調整委員会指示により、50海里以内は予備を含めて30本以内、50海里以遠は予備を含めて50本以内となっています（沖縄海区と同じ）。奄美諸島周辺で操業する際は、指示違反とならないようご注意ください。



沖縄海区漁業調整委員会事務局（沖縄県農林水産部水産課内）

TEL: 098-866-2300

Email: aa048305@pref.okinawa.lg.jp